

国保料(税)の低所得者減免・収入減を理由にした減免の要件

(2007年9月1日現在)

市町村名		市町村独自の低所得者減免の要件	収入減を理由にした減免の要件
1	名古屋市	世帯の全員が市県民税の所得割を課されない	前年中の所得が1,000万円以下で当年中の見込み所得が264万円以下かつ前年の8/10以下
2	豊橋市	世帯主及び世帯内の被保険者に市民税所得割額及び固定資産税額が無いこと。	傷病、失業、事業の廃止・休止により生活が著しく困難になり、貧困のため担税力が喪失したと認められる場合で、世帯主及び世帯内の被保険者の前年所得の合計が500万円以下でかつ当該年の所得の見込み額が10分の8以下に減少すると認められる場合
3	岡崎市	国保加入者全員が市民税の申告をしている。国保加入者全員が市民税非課税世帯であること。	国保加入者全員が市民税の申告をしている。市民税所得割額が算定されている世帯であること。国保加入者全員の合計所得が350万円以下であること。現年1年間の国保加入者全員の合計所得が前年の1/2以下と見込まれること。
4	一宮市		前年の合計所得額が250万円以下で、本年の合計所得金額が前年の1/2以下に減少すると認められる場合。
5	瀬戸市	低所得者に対しては、軽減制度で対応している。	前年中における総所得金額等が300万円以下のもので、廃業失業等の理由又は被保険者が負傷又は疾病により継続して6月以上療養しているもので、当該年中における総所得金額等が2分の1以下に減少すると認められるもの
6	半田市	実施していない	前年所得500万円以下。所得が10分の5以下に減少
7	春日井市	貧困による公扶助(生活保護、就学援助)を受けている世帯	世帯の前年度の総所得が300万円以下で、当該年中の総所得の見込み額が前年の1/2以下に減少すると認められるとき
8	豊川市	世帯主等の土地及び家屋に係る固定資産税額の合計額が25万円以下でかつ世帯主及び被保険者全員が市税条例第21条第2項の規定の適用を受ける場合、または、世帯主等の土地及び家屋に係る固定資産税額の合計額が25万円以下でかつ世帯主及び被保険者全員の前年総所得金額の合計が125万円以下の場合に減免を行っている。	制度自体は規定されているので、実的な相談があれば応じる。
9	津島市	前年の総所得金額が33万円以下の所得申告世帯で2007年4月1日現在に国保加入者で前年度に係る保険料額の30%に相当する額	今年の総所得金額の見込額が前年総所得金額に比べ3分の2以下に減少し、前年中の総所得金額が500万円以下の者
10	碧南市	賦課期日現在において、65歳以上の被保険者のいる世帯で、世帯主及び当該世帯に属する被保険者の各々の前年中の収入金額が65万円以下の場合。医療費助成に関する条例に規定する受給者証の交付を受けている被保険者を含む世帯で、世帯主及び被保険者の前年中の総所得額が150万円以下の場合。	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額が300万円以下で、当該世帯の生計の中心になっていた被保険者が傷病等又は失業、事業廃止、若しくは休止したことにより当該年中における総所得金額の見込み額が前年中の10分の5以下に減少すると認められる場合

市町村名		市町村独自の低所得者減免の要件	収入減を理由にした減免の要件
11	刈谷市		
12	豊田市	生活保護は受けないが、生活保護法に基づく収入より少ない場合	解雇や長期入院などによって、収入が激減した場合
13	安城市	実施していない	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額が 300 万円以下で、当該世帯の生計の中心になっていた被保険者が死亡、失業、廃業、病気等により当該年における総所得金額の見込み額が前年中の 10 分の 5 以下に減少すると認められる者
14	西尾市	別紙のとおり	別紙のとおり
15	蒲郡市	世帯主が被保険者であり、被保険者全員が市県民税非課税かつ固定資産税額が自己居住用のみで 2 万円未満の世帯のうち次の事項に該当するとき - 軽減対象世帯、保険税の所得割が課税されない世帯	申請した年と前年中の合計所得金額がいずれも 300 万円以下の世帯で前年中に比べ申請した年の所得が 3 割以上減少する見込みの人で、生計の中心となっている人が長期療養、失業、事業の廃止・休止、災害でなくなったとき
16	犬山市		世帯の前年所得が 400 万以下で今年度の所得が 2/3 ~ 1/2 に減少すること
17	常滑市	実施していない	実施していない
18	江南市	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額等が 0 円の者	前年の所得金額が 100 万円以下で、失業、休業等により、当該年の所得見込額が前年所得金額の 3 分の 2 以下に減少すると認められる者
19	小牧市	6 割軽減 総所得 33 万円以下。4 割軽減 33 万円 + (被保数 - 1) × 245,000 円	納税義務者が失業、休業及び急激に所得が減少した場合であって、前年中の総所得金額が 400 万円以下であり、当該年の総所得が 200 万円以下に減少すると認められる時
20	稲沢市		別紙 5. 2) のとおり
21	新城市		別紙 税条例
22	東海市		
23	大府市	該当なし	該当なし
24	知多市		前年中における総所得金額等が 200 万円以下の納税義務者のうち、当該世帯の生計の中心となっていた被保険者で、傷病、失業、又はその事業を廃止し、若しくは休止したことなどの事情により、当該年中における総所得金額等の見込み額が、前年中の総所得金額等の 2 分の 1 以下に減少すると認められるもの
25	知立市		前年の世帯主及び被保険者の合計所得が 300 万円以下で、今年度、退職等により合計所得が、半額以下と見込まれる世帯について、所得割の 2 分の 1 を減免する。
26	尾張旭市	実施していない	生活が著しく困難となった者のうち、必要が有ると認められるもので、前年中総所得金額が 500 万円以下で、失業・休業等により本年中総所得金額が前年の 2 分の 1 以下となる見込みである世帯
27	高浜市		別添資料 のとおり
28	岩倉市	なし	前年所得が 300 万円以下で、当該年度所得見込みが前年に比して、2/3、1/2、1/3 以下の方に対して所得割及び資産割の 1/3、1/2、2/3 に相当する額
29	豊明市	納税義務者が長期療養や失業、休業等となった。納税義務者が障害者、寡婦等であるとき。	前年中の総所得金額が 500 万円以下で、本年の総所得金額が 2 分の 1 以下に減少すると認められる場合。

市町村名		市町村独自の低所得者減免の要件	収入減を理由にした減免の要件
30	日進市	減免なし	減免なし
31	田原市	均等割・平均割のみ課税される世帯で7割・5割・2割の軽減制度に該当...均等割・平均割の1割減免 均等割・平均割のみ課税される世帯で7割・5割・2割の軽減制度に非該当...均等割・平均割の2割減免	該当なし
32	愛西市	固定資産税額が1万円以下である者で、世帯の合計所得金額が200万円以下である者	実施していない
33	清須市	6割・4割軽減で対応	失業・休業等により前年中の総所得金額等が200万円以下で、当該年の総所得金額等の前年中に比し、2分の1以下に減少すると認められる者
34	北名古屋市	前年度所得0円の世帯...6割・4割軽減該当世帯	前年度所得が200万円以下で今年度所得が前年度所得に比して1/2以下である世帯
35	弥富市	世帯主及び被保険者の前年の合計所得が33万円以下で、減免申請前3か月の平均月収が生活保護基準に規定する基準生活費以下の者...均等割・平均割1/2	前年中の世帯の合計所得が350万円以下の者で、世帯の当該年中の合計所得金額の減少見込額が5/10以上のもの
36	東郷町		災害、生活保護、長期療養、失業又は休廃業
37	長久手町	なし	前年所得300万円以下で、所得が前年の2分の1以下
38	豊山町		前年中の総所得金額が200万円以下で、当該申請の年の総所得金額の見込み額が、前年中の総所得金額の2分の1以下に減じると見込まれる場合。
39	春日町		
40	大口町	実施していない	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年の総所得金額が400万円以下で、当該年の所得見込額が前年総所得金額の3分の2以下に減少すると認められる者
41	扶桑町		世帯主及び被保険者の前年の総所得金額が400万円以下で、当該年の所得見込額が前年総所得金額の3分の2以下に減少すると認められる者
42	七宝町	なし	なし
43	美和町		
44	甚目寺町	実施していない	実施していない
45	大治町	実施していない	実施していない
46	蟹江町		
47	飛島村		
48	阿久比町		
49	東浦町	生活保護の受給	6か月以上の入院療養 + 前年所得250万円以下、失業又は廃業・休業 + 前年所得250万円以下
50	南知多町	6割軽減基準33万円以下、4割軽減基準(33万円 + (245,000円 × 被保険者数)以下)...町国保税条例施行規則第3条第1項第1号「生活保護法の規定による保護を受けることとなった者」	町国保税条例施行規則第3条第1項第2号「納税者及び被保険者の前年の合計所得金額の合計額が200万円以下で、同世帯の当該年の合計所得金額の合計の見積額が前年の合計所得金額に比し2分の1以下に減少すると認められる世帯」

市町村名		市町村独自の低所得者減免の要件	収入減を理由にした減免の要件
51	美浜町		所得が皆無となったため生活が著しく困難となった場合。
52	武豊町	1号減免...失業、廃業入院により生活が著しく困難となった者 2号減免...第59条の規定による給付制限。	前年の所得の合計が200万円以下または、300万円以上の世帯で、前年の所得の2分の1以下となる見込みの世帯
53	一色町		給与所得者であったものが、倒産や解雇など自己都合によらない退職をした場合。ただし、世帯全員の収入が概ね前年収入の2分の1以下に減少すると認められる場合
54	吉良町	被保険者の前年中の総所得が300万円以下の世帯で生計の中心となっている被保険者が失業傷病等により総所得が5/10に見込まれる場合	該当なし
55	幡豆町		前年中の総所得金額が500万円で当年の総所得見込額が前年中の総所得金額の10分の5以下
56	幸田町	なし	総所得が300万円以下で、生計の中心となっていた被保険者が失業したことにより、当該年における総所得金額の見込額が2分の1以下に減少すると認められるとき。
57	三好町		事業の休廃止、失業(解雇、倒産等)、農作物の不作等により収入が減少した場合に、当該年度の収入の減少の見込額が前年中の世帯の合計所得金額の10分の5以上であることを原則として前年中の合計所得金額の区分に応じ、減免制度を決定
58	設楽町		保険料の納付義務者が災害等により生活が著しく困難となったと認められる場合において、申請により保険料を減免することができる。
59	東栄町		
60	豊根村		
61	音羽町	課税所得 125万円以下で軽減が適用されない世帯。	なし
62	小坂井町		
63	御津町		